

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○葛城市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例 〔規 則〕	二	○昭和四十七年十月奈良県告示第三十号(奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区の指定)の一部改正	四
○葛城市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則 〔告 示〕	三	○昭和四十七年十月奈良県告示第三十号(奈良県自然環境保全条例に基づく保護樹木の指定)の一部改正	四
○平成二年四月奈良県告示第六十五号(動物の飼養又は収容に關し許可を要する区の指定)の一部改正	三	○昭和四十七年十月奈良県告示第三十六号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	四
○昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十号(振動について規制する地域)の一部改正	三	○昭和四十七年十月奈良県告示第三百三十一号(銃猟禁止区域の指定)の一部改正	四
○昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十四号(特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域)の一部改正	三	○昭和五十一年十月奈良県告示第三百八十七号(鳥獣保護区の設定)の一部改正	四
○昭和五十七年二月奈良県告示第七百七十八号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定)の一部改正	三	○昭和三十二年六月奈良県告示第二百六十一号(水防管理団体の指定)の全部改正	四
		○昭和三十二年六月奈良県告示第二百六十二号(水防法の規定による	六

河川の指定)の一部改正 〔教育委員会規則〕	七	第二十一号(奈良県教科用図書採択地区設定)の一部改正 〔公安委員会規則〕	七
○奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部改正 〔教育委員会告示〕	七	○奈良県警察組織規則の一部を改正する規則	七
○昭和三十九年三月教育委員会告示	七		

公布された条例のあらまし

◇葛城市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例(市町村課)

1 規定の整理

北葛城郡新庄町及び当麻町を廃し、その区域をもって葛城市を設置する廃置分合の処分に伴い、必要となる関係条例について所要の規定の整理を行うこととした。

- (1) 県税事務所等設置条例
 - (2) 奈良県事務処理の特例に関する条例
 - (3) 奈良県こども家庭相談センター設置条例
 - (4) 奈良県保健所設置条例
 - (5) 奈良県屋外広告物条例
 - (6) 奈良県地域農業改良普及センターの名称等に関する条例
 - (7) 奈良県社会教育センター条例
 - (8) 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
 - (9) 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例
- 2 その他
所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日
平成十六年十月一日から施行することとした。ただし、2については、公布の日から施行することとした。

条 例

葛城市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県条例第六号

葛城市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

(県税事務所等設置条例の一部改正)

第一条 県税事務所等設置条例(昭和二十六年六月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県高田県税事務所の項中「香芝市」の下に、「葛城市」を加える。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県事務処理の特例に関する条例(平成十二年三月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の九の項事務の欄3中「第二十条」を「第十八条」に改め、同項市町村の欄中「高取町 新庄町 当麻町」を「高取町」に改め、同表の十三の項中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に、「御杖村 新庄町 当麻町」を「御杖村」に改め、同表の十六の項中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に、「榛原町 当麻町」を「榛原町」に改め、同表の十九の項中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に、「斑鳩町 新庄町 当麻町」を「斑鳩町」に改め、同表の三十五の項中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に、「高取町 新庄町 当麻町」を「高取町」に改める。

(奈良県子ども家庭相談センター設置条例の一部改正)

第三条 奈良県子ども家庭相談センター設置条例(平成十四年三月奈良県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表奈良県高田子ども家庭相談センターの項中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に改める。

(奈良県保健所設置条例の一部改正)

第四条 奈良県保健所設置条例(昭和二十七年五月奈良県条例第二十五号)の一部を次

のように改正する。

第二条の表奈良県葛城保健所の項中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に改める。

(奈良県屋外広告物条例の一部改正)

第五条 奈良県屋外広告物条例(昭和三十五年四月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「新庄町 当麻町 上牧町」を「上牧町」に改める。

(奈良県地域農業改良普及センターの名称等に関する条例の一部改正)

第六条 奈良県地域農業改良普及センターの名称等に関する条例(昭和三十三年十月奈良県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

表奈良県中部農林振興事務所農林普及課の項中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に改める。

(奈良県社会教育センター条例の一部改正)

第七条 奈良県社会教育センター条例(昭和五十八年三月奈良県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「北葛城郡新庄町」を「葛城市」に改める。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第八条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年六月奈良県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

別表奈良県高田警察署の項中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に、「新庄町 当麻町 広陵町」を「広陵町」に改める。

(奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正)

第九条 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和四十二年三月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に、「高取町 新庄町 当麻町」を「高取町」に改める。

附 則

この条例は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中奈良県事務処理の特例に関する条例別表第二の九の項事務の欄3の改正規定は、公布の日から施行する。

規則

葛城市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

奈良県規則第六号

葛城市の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(奈良県行政組織規則の一部改正)

第一条 奈良県行政組織規則(昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一奈良県奈良県税事務所から奈良県自動車税事務所までの項、奈良県中央子ども家庭相談センターから奈良県立精華学院までの項、奈良県郡山保健所から奈良県保健環境研究センターまでの項、奈良県中央卸売市場から奈良県南部農林振興事務所までの項及び奈良県奈良土木事務所から奈良県五條土木事務所までの項管轄区域の欄中「香芝市」の下に、「葛城市」を加える。

別表第二奈良県家畜保健衛生所の項所掌事務の欄業務第二課の款中「香芝市」の下に、「葛城市」を加え、同表奈良県奈良土木事務所から奈良県吉野土木事務所までの項所掌事務の欄用地・管理第二課の款第三号及び工務第二課の款第三号中「新庄町及び当麻町並びに」を削る。

(建築基準法施行細則の一部改正)

第二条 建築基準法施行細則(昭和二十五年十二月奈良県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表中「香芝市」の下に、「葛城市」を加える。

附則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

告示

奈良県告示第二百三十三号

平成二年四月奈良県告示第六十五号(動物の飼養又は収容に関し許可を要する区の設定)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

表中「新庄町」を「葛城市」に、「大字新庄」を「新庄」に改める。

奈良県告示第二百三十四号

昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十号(振動について規制する地域)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

表中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に、「高取町 新庄町 当麻町」を「高取町」に改める。

奈良県告示第二百三十五号

昭和五十二年十二月奈良県告示第五百十四号(特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

表中「香芝市」を「香芝市 葛城市」に、「高取町 新庄町 当麻町」を「高取町」に改める。

奈良県告示第二百三十六号

昭和五十七年二月奈良県告示第七百七十八号(悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定)の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

一中「香芝市」の下に、「葛城市」を加え、「北葛城郡新庄町、当麻町、上牧町」を

「北葛城郡上牧町」に改める。

奈良県告示第二百三十七号

昭和四十七年十月奈良県告示第三百十号（奈良県自然環境保全条例に基づく景観保全地区及び環境保全地区の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

本文中「第八条第一項」を「第二十七条第一項」に、「地区及び」を「を、同条第二項の規定に基づき」に改める。

一の表金剛・葛城山麓景観保全地区の項中

「新庄町大字梅室、山口、平岡、寺口

及び中戸の各一部

香芝市穴虫の一部

当麻町大字太田、兵家、竹内、南今

市、長尾、当麻、新在家、染野及び

加守の各一部

「香芝市穴虫の一部

葛城市梅室、山口、平岡、寺口、中

を 戸、太田、兵家、竹内、南今市、長

尾、当麻、新在家、染野及び加守の

各一部

める。

奈良県告示第二百三十八号

昭和四十七年十月奈良県告示第三百十一号（奈良県自然環境保全条例に基づく保護樹木の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

本文中「第八条第一項」を「第二十七条第三項」に改める。

表松柿の項中「当麻町大字南今市」を「葛城市南今市」に改める。

奈良県告示第二百三十九号

昭和四十年十月奈良県告示第三百六号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

本文中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に、「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第八号）第二十号」を「同条第九項において準用する同法第十五条第二項」に改める。

第一の中「北葛城郡当麻町」を「葛城市」に、「町道」を「市道」に、「当麻町大字長尾」を「葛城市長尾」に改める。

奈良県告示第二百四十号

昭和四十七年十月奈良県告示第三百三十一号（銃猟禁止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

二中「香芝町」を「香芝市、葛城市」に、「高取町、新庄町及び当麻町」を「及び高取町」に改める。

奈良県告示第二百四十一号

昭和五十一年十月奈良県告示第三百八十七号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

本文中「鳥獣保護及び狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第一項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項」に改め、「設定したので」の下に、「同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により」を加える。

二中「当麻町」を「葛城市」に改め、「新庄町を経て」を削る。

奈良県告示第二百四十二号

昭和三十二年六月奈良県告示第二百六十一号（水防管理団体の指定）の全部を次のよ

うに改正し、平成十六年十月一日から施行する。
平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第四条の規定により水防管理団体として次のように指定し、水防法第四条の規定による水防団体の指定（昭和三十一年六月奈良県告示第三百二十三号）は、廃止する。

	大和郡山市	大和高田市	奈良市	指定水防管理団体名
布留川	芦川 秋篠川 高瀬川 地藏院川 菩提仙川 佐保川 富雄川	曾我川 葛下川 高田川 葛城川	打滝川 菰川 富雄川 岩井川 秋篠川 佐保川	水防河川名
	大和郡山市地内	大和高田市地内	奈良市地内	同上区域

生駒市	御所市	五條市	桜井市	橿原市	天理市
竜田川	曾我川 柳田川 葛城川	八幡川 紀の川	纏向川 大和川 栗原川 寺川	住吉川 米川 寺川 桜川 飛鳥川 曾我川 高取川	大和川 菩提仙川 富堂川 高瀬川 布留川北々流 布留川南流 布留川北流
生駒市地内	御所市地内	五條市地内	桜井市地内	橿原市地内	天理市地内

同田原本町	同三宅町	磯城郡 川西町	同安堵町	同斑鳩町	同三郷町	生駒郡 平群町	葛城市	香芝市
寺川 飛鳥川 曾我川 大和川	飛鳥川 曾我川 新川	大和川 寺川 飛鳥川	大和川 岡崎川	富雄川 竜田川 三代川	大和川	竜田川	安位川 高田川 葛城川	葛下川
同 田原本町地内	同 三宅町地内	磯城郡川西町地内	同 安堵町地内	同 斑鳩町地内	同 三郷町地内	生駒郡平群町地内	葛城市地内	香芝市地内

同河合町	同広陵町	北葛城郡 王寺町	同榛原町	同菟田野町	宇陀郡 大宇陀町
高田川 佐味田川	曾我川 土庫川	大和川 葛下川	宇陀川 芳野川	芳野川 四郷川	宇陀川
同 河合町地内	同 広陵町地内	北葛城郡王寺町地内	同 榛原町地内	同 菟田野町地内	宇陀郡大宇陀町地内

奈良県告示第二百四十三号

昭和三十二年六月奈良県告示第二百六十二号（水防法の規定による河川の指定）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也
表高田川の項中「北葛城郡新庄町大字北花内」を「葛城市北花内」に改める。

教育委員会規則

奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年七月二十七日

奈良県教育委員会教育長 宇野 義明

奈良県教育委員会規則第二号

奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立橿原考古学研究所管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「香芝市」の下に、「葛城市」を加える。

附 則

この規則は、平成十六年十月一日から施行する。

教育委員会告示

奈良県教育委員会告示第六号

昭和三十九年三月教育委員会告示第二十一号（奈良県教科用図書採択地区設定）の一部を次のように改正し、平成十六年十月一日から施行する。

平成十六年七月二十七日

奈良県教育委員会委員長 宇野 義明

奈良県教科用図書採択地区表中

第十五採択地区	北葛城郡（新庄町・當麻町・上牧町・王寺町・広陵町・河合町）
第十六採択地区	吉野郡（吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・西吉野村・天川村・野迫川村・大塔村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村）
第十五採択地区	葛城市

に改

第十六採択地区	北葛城郡（上牧町・王寺町・広陵町・河合町）
第十七採択地区	吉野郡（吉野町・大淀町・下市町・黒滝村・西吉野村・天川村・野迫川村・大塔村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村・東吉野村）

める。

公安委員会規則

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年7月27日

奈良県公安委員会
委員長 永田 正利

奈良県公安委員会規則第六号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則（昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(1)高田警察署の表中

広 陵 交 番	北葛城郡広陵
新 庄 交 番	北葛城郡新庄

を

町大字南郷	新 庄 交 番	葛城市南
町大字南道徳	広 陵 交 番	北葛城郡

定 相 駐 在 所 北

道穂
 広陵町大字南郷
 に、

馬見	駐在	北
箸尾	駐在	北
長尾	駐在	北
当麻	駐在	北
忍海	駐在	北

葛城郡広陵町大字疋相
 葛城郡広陵町馬見南2丁目
 葛城郡広陵町大字弁財天
 葛城郡当麻町大字長尾
 葛城郡当麻町大字当麻
 葛城郡新庄町大字忍海

を

長尾	駐在	北
当麻	駐在	北
忍海	駐在	北
疋相	駐在	北
馬見	駐在	北
箸尾	駐在	北

葛城市長尾
 葛城市当麻
 葛城市忍海

に改める。
 北葛城郡広陵町大字疋相
 北葛城郡広陵町馬見南2丁目
 北葛城郡広陵町大字弁財天

附則
 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

発行

奈良県
 奈良市登大路町三〇
 電話 〇七四二一一三二一一〇(代)

印刷

株式会社 春日
 奈良市三条栄町九一―一八
 電話 〇七四二一一三五―七三二(代)

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円 (共に送料、消費税別)

本誌は再生紙を使用しています。